

照明器具のＬＥＤ化に対する支援について

四 国 部 会 提 出

世界的な環境保護への取組が進む中、令和５年１１月、スイスにおいて、水銀に関する水俣条約第５回締約国会議が開催され、水銀添加製品である一般照明用蛍光ランプの製造及び輸出入を、その種類に応じて、２０２５年末から２０２７年末までに段階的に禁止することが決定された。日本国内においても、一般照明用蛍光ランプを使用している設備等の計画的なＬＥＤ化や、引き続き使用が必要である場合には、在庫が切れる前に必要数を調達するよう、経済産業省及び環境省の連名で周知がなされているところである。

この流れを受け、現在、全国的に照明器具のＬＥＤ化が急務となっており、自治体においても、公共施設におけるＬＥＤ化が重要な課題となっている。

東かがわ市では、道路照明や防犯灯を除き、行政財産と位置づけている建物で照明設備を有している施設の８割以上が、ＬＥＤ化の対応が必要とされている。現状の一般照明用蛍光ランプについては、在庫品の流通や販売、既存製品の継続使用が禁止されているものではないが、施設の長寿命化や省エネルギー対策の観点も踏まえ、公共施設全体のＬＥＤ化について、より一層計画的に進めていく必要があると認識しているところである。

しかしながら、全国的なＬＥＤ化に伴う資材の供給不足や、価格の高騰を鑑みると、ＬＥＤ化による多大な財政的負担が懸念される。

よって、照明器具のＬＥＤ化により自治体等の財政的負担が過重とならないよう、国においては、脱炭素化の取組の中でも急務となっているＬＥＤ化を重要課題として位置づけるとともに、自治体の所有する施設のＬＥＤ化に対する財政支援について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。